

取扱区分：公開

令和7年第2回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和7年2月25日（火）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和7年第2回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和7年第2回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和7年2月25日（火） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和7年2月25日（火） 午後4時12分
- 3 出席委員（13人） ※番号は議席番号
1番 渋谷 悟 2番 爪川 博夫 3番 野口 勇 5番 常見 淳
6番 竹内 幸男 7番 杉崎 國昭 8番 山本 寿一 9番 佐野 景子
10番 吉岡 政広 11番 山口 実 12番 齋藤 和久 13番 高橋 建一
14番 本橋 トシエ
- 4 欠席農業委員（1人）
4番 萩原 和夫
- 5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区
（平野）塚本 精一 （平野）甘浦 比呂見 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
（蓮田）原田 順一 （蓮田）増田 雅暢
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第5号 生産緑地法第10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に
係る農業の主たる従事者等の確認について
 - 報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
 - 報告 2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
 - 報告 3 農地法第5条の規定による許可指令書の取消願について
 - 報告 4 農地法第18条の合意解約申請について
 - 報告 5 農地改良等に係る届出の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（4人）

事務局長 吉田 浩樹
事務局 野村 知代
事務局 中里 幸雄
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和7年第2回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
本日、萩原会長が欠席されます。
そのため、職務代理者の議事進行により会議を進めさせていただきます。
それでは、開会にあたりまして、吉岡副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。
よろしく願いいたします。

（副会長） — 副会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。
以後の進行は、会議規則により吉岡副会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和7年1月24日に開催いたしました令和7年第1回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様には伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

意見なし。

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。
それでは、私の署名に続き、「8番 山本 寿一委員」、「9番 佐野 景子委員」お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、「4番 萩原会長」から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は14名中13名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

「11番 山口 実委員」、「12番 齋藤 和久委員」をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第5号でございます。また、報告案件は、報告1から報告5でございます。

それでは、順次議題に入らせていただきます

初めに、議案書の表紙をめくっていただきまして議案書の1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から議案の朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第1号、新規設定の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

昨年、利用権設定した耕作者の具合が悪くなったため、今回の受人にお願いをして対応した分です。

受人と受人の息子さんとお話しができました。息子さんが今後も耕作されるということで、問題ないと思います。受人も●●地区の多くの土地で耕作されている方なので、問題ありません。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんからご説明のあったとおり、報告4の番号2にて合意解約されている土地になります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号2から番号5につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。また、本件は、●●委員に関する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

今回は、受人がブロックローテーションでローテーション内に入るもので、耕作してもらうことになりました。問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号3につきましては、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号3につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号4につきましては、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号4につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号5につきましては、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号5につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

次に議案第1号、新規設定の番号6につきましては、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人が耕作をやめるため、受人に作ってもらうことになりました。受人は●●田んぼを手広く広げている状態なので、問題ないと思われれます。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

資料の作り方についてです。地目が畑になっていますが、田として貸借するのですか。

(委員)

元は畑なのですが、今は陸田として使っています。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号6につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号7につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

渡人がご高齢となり、管理に手が回らなくなったため、近所の受人に耕作を依頼するものです。

受人も定年退職をして、現在、果樹と田んぼをやっておりますので、問題なく耕作できると思っております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号7につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号8から番号10につきましては関連がございますので、併せまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

番号8については、渡人が昨年、親から相続した土地です。番号9についても、次男の方が相続した土地です。番号10についても同様に相続しています。

受人は、空いた畑にそばでも作って、無駄にしないということを目的とした組合で、補助金等いただいて何とか運営しております。受人と渡人との関係も特段問題ないと考えます。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号8から番号10につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号8から番号10につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号11から番号19につきまして、すべての該当地が所有者から中間管理機構である農林公社に貸し付けるものでございますので、特に問題はない案件と考えております。

そこで、各担当地区の委員の方からの説明は、割愛させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし。

(議 長)

事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

番号11について、主に今まで利用権設定にて貸借をしていた筆を合意解約し、中間管理事業にて貸借するものです。

議案書29ページ、報告4、番号13にて、合意解約を受けた9筆と、新規の2筆、合計11筆の利用権設定ということになります。

また、番号15につきましても、今まで家族に貸借していた筆を合意解約し、中間管理事業を活用して、新たな担い手に貸借するものです。議案書29ページ、報告4、番号14にて合意解約の申請がされています。

(議 長)

それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号11から番号19につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号11から番号19につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち再設定である番号20から番号84につきましては、説明を省略させていただきます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(事務局)

事務局から訂正なのですが、議案書5ページと6ページの番号38になります。

備考欄に●●●●円/10aと表記されておりますが、正しくは、米●●kgです。

申し訳ございませんでした。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

なお、●●委員、●●委員、●●委員に関係する案件が含まれますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、議案第1号のうち再設定の番号20から番号84につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号再設定の番号20から番号84につきましては、承認することといたします。

●●委員、●●委員、●●委員は、入室をお願いいたします。

続きまして、議案書14ページ、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

受人から話を聞いたのですが、一度に書類を提出することが難しいため、少しずつ提出するそうです。現在、主に野菜を作っている会社なのですが、成績よくできると聞いております。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

番号1については、議案第1号の番号11、12、14の16筆が対象となっております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

畑は耕作されていませんが、管理されてきれいな状態です。特に問題はないと考えます。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

番号2については、議案第1号、番号13の3筆が対象となっております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

持ち主にお話しを伺いました。耕作してくれる人を探していたら、受人がネギを主体とした事業展開をされており、引き受けてくれたそうです。

現地は管理されておりました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

番号3については、議案第1号、番号15の1筆が対象となっております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

今回の受人は、既に渡人のご自宅の前の畑を使い、ジャガイモ等の作付けをしていますが、さらに、今回の2つの畑を使ってジャガイモ等の作付けをしたいということで申請が出ております。

受人は現在、●●●に住まわれています。●●●までは、通いで畑の作付けをしたいということです。農機具ですが、現在は手押しの耕うん機がありますが、渡人がトラクターを所有しており、そちらを使用して畑を耕していきたいということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんから説明がございましたが、議案第1号、番号16に出ております2筆が対象となっております。

本来なら農地中間管理機構による契約期間は最低6年となっておりますが、この案件については4年8か月という期間となっております。

これについては、特別な理由があれば貸借期間を短縮できるという例外に基づき、契約期間が短くなっております。

渡人と受人とで既に貸借契約をしている農地についても、中間管理事業を通して貸借をしております。既に契約されている農地の契約期間の満了が、11年12月31日ということから、この契約に合わせて、今回の契約期間は、6年より短い4年8か月ということに至っているようです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

畑の面積は●反●畝くらいありますが、できた作物は販売するのですか。

(委 員)

受人に確認をいたしました。今のところ作付けを考えているのはジャガイモで、そのジャガイモは●●へ持って行って販売をしたいとおっしゃっていました。最初は、あまりできないかもしれませんが、軌道に乗れば販売をしたいということでした。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号5につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

受人は農協が経営しているということで、今までは賃貸借としていたのですが、儲からないため使用貸借で対応させていただきたいということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

議案第1号、番号17、18、19の4筆が対象となっております。

委員さんからも説明がございましたが、先月の総会時に、●●田んぼを●●●●●●さんに中間管理事業で貸し出す案件があったかと思えます。その時に、契約関係の書類が間に合わなかった筆がいくつかあり、その内の4筆分の申請書類が整ったということで、今回、申請があがってきたものです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号5につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案書16ページ、議案第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第3号、番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

土地は現在、農機具小屋が1つ建っている程度で、あとは畑です。

受人に話を伺ったところ、土地を探していたときに、知人からの紹介があり、購入することを決めたそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3条関係をご覧ください。

全部効率利用要件については、2月12日にすべて耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が150日以上耕作していることを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

自作地と今回の申請地を合わせて●●●●㎡となっております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号1につきましては、承認することといたします。

ここで、暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案書17ページ、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第4号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

特に作付けをされていない農地で、ずっと草が生えたり枯れたりという形で管理されている農地でした。1年前くらいから「売地」という看板が小さく立てられていました。それを見た受人が、この土地を活用したいということで、申請がありました。

土地の活用ですが、現在、●●●●●●さんの土地を借りて資材置場と駐車場にしておりますが、この2つを申請地側に持っていきたいということです。

事務所等を置くのではなく、駐車場と資材置場として使いたいと申請があがっております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の現地案内図にあるように、既存と書いてある所は、●●●●●●の土地を借りているという意味です。

(委員)

●●●●●●は●●●●●●の下請けか何かですか。

(事務局)

申請理由に、●●●●●●と取引を続けるため、と記載があります。資材の運搬、保管の取引があると思われます。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします

議案第4号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書18ページ、議案第5号「生産緑地法10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に係る農業の主たる従事者等の確認について」でございます。

それでは、議案第5号につきまして、事務局から議案の朗読をいたします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第5号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

こちらの近くに「確認を受ける者」のお宅がありまして、奥様のお話を聞くことができました。「主たる従事者」が耕作していることも確認できました。昨年11月5日に「主たる従事者」が亡くなって、「確認を受ける者」は土地が広すぎて体力的に耕作できないということでした。農地は保全されていまして、問題はないかと思われまして。

「確認を受ける者」はIT会社にお勤めだったということで、農家をやられていなかったため、退職されていますが、非常に広い農地なので、管理が難しいと聞いております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんのお話のとおりで、特に問題ないと思われま

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

「主たる従事者」と「確認を受ける者」の関係がよく分からないので、教えてください。

(委 員)

「主たる従事者」が亡くなり、「確認を受ける者」が相続した息子さんです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようでございますので、採決いたします。

議案第5号、番号1につきまして、「買取り申出をする生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当するもの」と、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号1につきましては、承認することといたします。

議案書19ページ以降の報告1から報告5につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告5、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読、説明等いたしました、報告1から報告5につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わらせていただきます。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委員)

議案書について、提案です。議案書は、総会の1週間くらい前にはお手元に届いていると思いますので、報告案件については、事務局の方も読み上げるのも大変だと思いますし、時間もかかりますし、割愛してはいかがかと思います。質問があれば報告案件の中で発言していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

会長がどのようにお考えかということもございますので、内部で検討し、来月の総会時にお話しさせていただきます。割愛して質問だけ受け付けるということは、時間短縮にもなるうかと思いますが、会長の意向も確認させていただきます。

(議長)

この件に関しては、会長と相談の上、来月の総会でお話しさせていただきます。

異議なし。

(議長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を常見副会長よりいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

(副会長) — 副会長挨拶 —